

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 33 期豊島区青少年問題協議会 第 2 回定例会協議会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 8 年 3 月 27 日（金）18 時 30 分～20 時 00 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 1 階 としまセンタースクエア
議 題		1 開 会 2 議 事 〔審議事項〕 (1) 声を届けあい ともにつくるためのアイデアブック（案）の策定について (2) 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 6 年度事業実施状況について 〔報告事項〕 (1) 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について (2) 児童養護施設等の誘致について (3) 多文化キッズコーディネーターの配置と多文化キッズサロンの開設について (4) 池袋保健所跡地を活用した居場所づくりについて 3 閉会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、青柳徳俊、豊島佳代子、渡部義治、白熊千鶴子、加藤一肇、矢澤直輝、松田文子、市川こずえ、中野航綺、根岸光洋、宮崎けい子、井上幸一、入江あゆみ、長嶋至男、遠藤慎一、天貝勝己、清野正

	幹 事	福祉部長、子ども家庭部長、児童相談所長、教育部長、企画課長、治安対策担当課長、自立支援担当課長、生活福祉課長、健康推進課長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長、庶務課長、放課後対策課長、学校支援担当課長、教育センター所長、目白警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、巣鴨警察署生活安全課長、巣鴨少年センター主査
会 議 資 料		資料 1 第 33 期青少年問題協議会令和 7 年度の取組みについて 資料 2 声を届けあい ともにつくるためのアイデアブック ～子ども・若者の意見表明と参加を進めるための実践が 1 冊～(案) 資料 3 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 6 年度事業実施状況報告書 資料 4 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について 資料 5 児童養護施設等の誘致について 資料 6 多文化キッズコーディネーターの配置と多文化キッズサロンの開設について 資料 7 池袋保健所跡地を活用した居場所づくりについて 参考資料 1 第 33 期豊島区青少年問題協議会委員名簿 参考資料 2 豊島区青少年問題協議会条例 参考資料 3 豊島区青少年問題協議会要綱

審 議 経 過

1 開会

2 議事

〔審議事項〕

(1) 声を届けあい ともにつくるためのアイデアブック（案）の策定について

事務局： （事務局より資料1、2について説明）

会 長： それでは、このアイデアブックについてご意見を伺いたいと思います。

令和7年度からの『子ども・若者総合計画』では、計画の基本理念として、「子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区」と掲げており、アイデアブックは、この計画の理念を実現するため、「計画の具体化に向けた考え方や進め方を整理し、区や関係者共通の手引きとしていくことを目的として作成」されるものと位置づけられています。

作成の背景について簡単に補足しますと、自分が子どもの頃を振り返ってみますと、周囲に子どもの数も多く、放課後や休日には子どもたち主体の自由な時間や自由に使える空間が地域にあり、家庭以外の逃げ場や、近所のおじさんお婆さんとの繋がりがあったので、そうした中で自分の想いを伝える何らかの方法がいくつか確保されていたかと思います。

ただ、調査結果などを見ましても、今を生きる子どもたちにとっては、自由に使える時間の不足、場や空間の不足、そして自分らしさを認めてもらう繋がりが減り、大人のものさしで評価されてしまう場面が増えています。SNS普及の負の側面としても、人を心から信頼できないような状況に追い込まれたりして、足場がとてもグラグラして不安定な状況に置かれているのかと思います。

そうした子どもたちに対して大人ができることのひとつとして、子どもたちが自分らしく社会に包摂されて生きていくことを支えるために、子ども若者の意見表明の参加を進めるための実践ガイドということで今回のアイデアブックの取組が位置付けられています。

この内容についてご意見ご感想等ございましたらお願いしたいと思います。

委 員： 考え方や進め方の手引きとしては、とてもきめ細かいところまで書かれている印象でした。これを実際に職員の方にどのように浸透させるのかという点が気になりました。例えばe-ラーニングで流すだけなのか、研修で細かく指導をするのか、どのように考えていますか。

会 長： 実現するための取組みについてですね。事務局いかがですか。

子ども若者 こちらのアイデアブックにつきまして、e-ラーニングの実施は検討しております。

課長： これに加えまして、としま子どもの権利相談室で、様々な施設にアウトリーチとして訪問する際に、権利擁護委員や相談員、さらに施設側の職員からも、職員に対する啓発事業も行いたい、行うべきだということを課題認識として持っております。そういったアウトリーチの場面で、施設の職員にもこの内容をきちんと届けるとい

- う形をとり、できるだけ対面で伝えられるようにしていきたいと考えております。
- 委員： 内容のボリュームがあるので、私の提案としては、例えばすぐに手に取れるような簡易版や、チェックリストを作っても良いのではないかと思います。
- 会長： ありがとうございます。ぜひご意見を今後活かしていただきたいと思います。
- 子どもの意見表明をこのような方法で進めることにして、しっかりとそのプロセスを辿っているということが一目でわかる方法として、簡易版やチェックリストの作成はとても大事なことだと思います。
- 子ども若者課長： このアイデアブックにつきましては、まずは必要な事項が全て載っているもの、網羅されているもの、を目指して作成しました。
- 専門委員会でも、実際にこれを実務者が忙しい中で全部読むにはボリュームが大きいだろうというご意見を頂いております。それをきっかけに、それならば、さらにアイデアノートという形で、概要版あるいは自分たちが書き込めるようなワークブックを作成するのはどうかというご提案も頂いております。今回のご意見をぜひ取り入れさせていただき、実務者がわかりやすいものを作っていきたいと思っております。
- 会長： 子ども・若者の意見を聴いていくためのガイドブックというのは、他のいくつかの自治体でも作成が進められているわけですが、この「声を届けあい ともにつくるためのアイデアブック」という名称には独自性を持たせていますが、専門委員会でこの点のご提案をいただいた委員より補足ご説明いただけますか。
- 委員： もともとは「手引き」としてご提案をいただいていたのですが、最初に想定していたのは、たとえば区の職員向け研修のような、区の中で使う場面で、「では手引きを出してください」というと、単純に正解がそこに載っているように見えてしまうと思ったのです。
- 現場それぞれで取組んでいることがあり、私たち委員もまだ知らないことがたくさんある、そういったアイデアをなるべくたくさん集めて、自分たちのものを作ろうと考えた時に、先に正解を用意しておくというのは、現場に対して違和感があるというのが委員会での意見でもありました。そこで、正解に導く手引きではなくて、ひとりひとりのアイデアを詰め込んだアイデアブックとか、事務局から説明があったようにアイデアノートという形で、自分たちで作っていくとか、自分たちのものにしていくとか、そういうプロセスがあるといいのかなというのが専門委員会での話でした。ぜひそういった使い方ができるようにというのは、先ほどご発言のあった委員の方のご提案にも通じるものがあるのではないかと思います。
- 「手引きを出してしてください」というより、「アイデアブックを出してください」という方がちょっとワクワクするよね、と思うところもあって、実際の現場で少しでも親しみやすいものができたらということで、アイデアブックという提案をさせていただきました。
- これに関連しまして、最後のページについて事務局からご説明を頂ければと思います。

子ども若者
課長：

それでは 23 ページ、最後のページをご覧ください。

こちらの事例は、子ども・若者の意見を反映する取組の事例としてまずは 1 つ挙げたものでございます。

今、ご意見がありましたように、豊島区の実践という形で事例がたくさん増えてくるといいなと考えております。

今回、このページに挙げたのは、子ども・若者総合計画の子ども版を作成した際の事例についてです。子どもの意見を聴きながら作った子ども版の要素を一つ一つ分解したものになっております。

1 つ目は、企画取組内容として、意見の聴き方の手法等、アンケート調査の設定です。意見聴取の段階で、実際にやってみてどうだったかということがここに書いてあります。その中で、調査を実施中に、画面表示がうまくいかないといったトラブルもあったのですが、学校の連絡システムを活用させていただくなど、官民機関連携により、そのトラブルを何とか乗り越えまして、子どもたちにアンケートに参加してもらうことができたということを書いています。

また、フィードバックの方法も記載することで、これを見た他部署の職員が、プロセスを終えることで、きちんと子どもの意見を聞き反映し、そしてフィードバックをするというところまでを参考になればということで記載しています。

最後に一番大事なところというのが、ちょっと小さな字で一番右のところにつけてありますが、フィードバックの資料として出来上がったものだけを子どもたちにポンと渡すのではなくて、どういう意見がどういうふうに反映されたかということをも 1 枚の紙にまとめて、それを学校の中で掲示していただくという方法をとりました。

そういった取組も事例として集めていくことで、さらに豊島区内外に展開していけたらと考えております。

委員：

ありがとうございます。専門委員会でも、うまくいかなかった事例を載せたらどうかということをお話ししました。この事例でいうと、うまくいかない中で学校が協力をしてくれて乗り越えられたという事実が、実は当たり前になっているけれども、重要な繋がりや資源であるということです。こういったことを事例として入れていくとアイデアが蓄積されていきますし、人的ネットワークも形成されると思います。

会長：

こちらに書かれている取組というのは、何か特別なことを新たに始めるというよりも、この委員会の皆様が普段子どもや若者と接している時に、意見を聞いたり、一緒に考えたりということを取組んでいると思うので、何かそういう取組を少し広げていこうというような意味も含まれているかなと思います。

普段実践されていて、意義を実感した経験や、このアイデアブックと繋がってくるようなことがありましたらお話しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、こちらは、暫定版として運用を開始して、その中で見つかった課題などを反映させながらブラッシュアップしていくということを予定しています。ここまでの皆さんの意見を事務局で少し精査して、アイデアブック暫定版としての運用を次年度開始するしたいと思います。

また、次年度に向けた意見については事務局でも検討していただき、初版に向けた取組を進めていただくようお願いしたいと思っております。

(2)「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 6 年度事業実施状況について

事務局：（事務局より、資料 3 について説明）

会 長： これは、前期の豊島区子ども・若者総合計画の令和 6 年度の実施状況ということですので。事業数が 300 以上ありますので、かなりボリュームのある資料になっていますけれども、それらの事業を所管課がどういう形で取り組んできたのか、その成果を自己評価した結果をまとめたものになります。

こちらかなり細かな資料になりますけれども、全体を通してでも結構ですし、一つ一つの何らかの事業に関することでも結構ですので、ご意見・ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

委 員： 7 ページ以降の主管課評価の状況で、「目指す方向性」ということで黄色い矢印がありますが、これは、上向きか下向きかでしかないのでしょうか。指標名に対してプラスなら上向き、マイナスならば下向きなのだろうけれど、この矢印の意味合いを教えてください。

子ども若者課長： 目指す方向性につきましては、新計画におきましても、具体的な数値目標というよりも目指す方向性として、この矢印表記という形にさせていただいております。

数値にした方がいいのではないかという議論も確かにありましたが、具体的な目標とする数値にするよりは、目指す方向性としたほうがよいだろうというところでこのようにしています。

ただ、おっしゃるとおり、上を向いていることが何を目指していることを表しているのかは、わかりにくい部分があるかと思います。

新計画は、基本的には前期の計画と同じ形を踏襲しておりますが、この部分については見た人が分かりやすい形を検討します。例えば指標名が『『子どもの権利に関する条例』を『知っている』と回答した人の割合』で目指す方向性が上向きの矢印であれば、割合が増えていくことを望んでいるのだろうなということにはなりますが、なんとなくの感覚的なものであり、きちんと言語化がされていないというところだと思いますので、補足で分かりやすくするように努めます。

会 長： そうですね、一つ一つの事業を実施したことによって、何が達成されたのか、何が実現できたのかということが何より大事だと思いますので、何をもって効果が発揮されたとするのかというところを、どういう形で見ていくのが望ましいのだろうかというところは、とても難しく重要な論点となります。

委 員： 見た目でも方向性を分かりやすくしたいという意図はわかりました。

別の質問ですが、令和 4 年度の実施状況報告書を見ましたが、今回別紙で出ている内容が令和 4 年度では報告書の方に細かく盛り込まれていました。このように違いがあるのは何か理由があるのでしょうか。

会 長： 令和 4 年度の実施状況報告書に比べると、記載の仕方が若干異なっている点について私から少し補足しますと、子ども・若者総合計画に基づく事業は 300 以上あり、さらにその中で重点事業などに分かれています。これらについて専門委員会で全体をチェックしながら、コメントをまとめる作業などを進めてきたのですけれど

も、今年度については、子どもの意見表明のガイドブック作成に時間を多く割いており、その結果として全体を通してチェックする作業はしてきたものの、前期の計画に比べると言語化できていない点があったというふうにも思っています。事務局から少し補足の説明がありましたらお願いします。

子ども若者
課長：

令和４年度の実施状況報告書ですが、前半部分は今ご覧いただいている資料３とほぼ同様の記載になっております。

一番違いのみられる部分が評価の部分で、専門委員会の委員の皆様からの意見を掲載して、また、それに対する検証評価も載せているところかと思います。さらに、今回は令和２年度から６年度の計画で、その残りの令和５年度と令和６年度を比較的強調して見せるような形にして作ったために、資料の作りが異なっているというところがあります。

その部分につきましては、どちらかというスケールダウンをさせたというよりは、経年変化として見られるようにということで作成しました。

そのため、令和４年度の実施状況報告書とは違ったレイアウトにしたというところがございますが、ご意見としていただけてありがたいです。

令和４年度の形式の方が見やすいというご意見がありましたら、新計画の方での実施状況報告書の作成にも活かすことができると思います。

委 員：

ありがとうございます。

インターネットで掲載する場合にはこういう資料も一緒に載せるかと思いますが、今回、電子資料でまとまっていて非常に見やすいと思いました。

会 長

これらの事業評価は、この会議をもって終了ではなくて、今委員の方がおっしゃったように、その状況について区民の皆様へ報告して、それぞれの事業の取り組み方や成果、課題を「見える化」していくということも大変重要になりますので、その点を考慮して公開いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委 員：

親の目線としての感想ですが、全体的に見て行政が何をどのくらいやったのかというのはよくわかるのですが、そのあとに実際どう効果があったのかが気になるところです。そういったことの指標がそもそもあるのかどうか、あるとしたら、公開されるのか、教えてください。

会 長：

各所管が各事業を毎年着実に実施しているといったことが実施状況報告書に記載されています。

各事業に取り組むことにより、例えば子どもたちが置かれている状況が改善したのか、あるいは支援の質が向上したのかどうかを、施策の実現をとおして、事業レベルや子どもたちの生活のレベルにおいてどんな効果が発揮されたのかを見るのが最も望ましい形だと思います。

子ども若者
課長：

事務局も考え方としては同じで、アウトカム指標は、こういった改善が図られたか、こういった影響を与えたか、という非常に大事な部分だと思っております。新計画においては、目指す方向性については矢印で表記をしていますが、一つ一つの重点事業などにつきましては、具体的な数値目標を掲げており、増加したのか等、成果を数字で見られる部分もあります。

一方で、子どもの権利委員会からは、子育て世帯の目線で考えた時に、事業単位だ

けでは見えない部分や、過不足を感じる部分もあるだろうという指摘もいただいております。

ライフステージで見た中で、それぞれの事業がどのように子育て世帯や子ども・若者に良い影響を及ぼしているのかという視点での検証強化が大事であるということ子ども権利委員会からも方針としていただいております、これは豊島区にとっての大きな宿題だと捉えています。ぜひ次年度に、検証強化についても取組みたいと考えております。

会 長： 子どもの親としてという視点でのご意見をいただきましたけれども、こういった事業を着実に実行していくことによって、子どもたちのウェルビーイングですとか、子どもの権利というものがどう実現されていっているのかということが最も大事なところですので、今のご意見を重く受け止めさせていただきたいと思います。それでは、ここまでのご意見を反映した最終版の取りまとめについては事務局に修正を加えていただいて、最後にまた私が確認したうえで、本審議会の報告書としたいと思います。

〔報告事項〕

(1) 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について

事務局： (事務局より、資料4について説明)

会 長： 相談室は総合計画の目標1に位置付けられている重点事業の一つです。相談を中心として普及啓発等の取り組みをしていて、委員の皆さんが相談室につながり、重要な社会資源となっています。

委 員： 報告会に参加した者として補足したいと思います。平成22年に権利擁護委員制度ができていたものの、相談室が設置されておらず、独立した相談・救済機関が必要ということで令和5年度に開設されました。実際に何をしているのかを区民に知ってもらうため、毎年度、活動報告会を開いています。区の権利擁護委員制度の意義、区内の他の相談制度との違いを説明しています。こういった制度は東京にも増えてきており、全国でも50程度あります。関係者会議にも豊島区は参加していますし、首都圏のフォーラムにも参加しています。そうした観点からも、豊島区のこの制度は、独立した機関であるということを実感しています。

(2) 児童養護施設等の誘致について

事務局： (事務局より、資料5について説明)

(3) 多文化キッズコーディネーターの配置と多文化キッズサロンの設置について

事務局： (事務局より、資料6について説明)

委 員： 大変良い取り組みなので進めていただきたいと思います。町会長として地域の方と接触する機会が多くありますが、外国籍の方、そのお子さんもたくさんおられます。出来れば区内の東西に作っていただき利用できるとよいと思いました。

会 長： 当事者同士の繋がりだけでなく、地域の方との繋がりですと安心して生活の実現は大事だと思います。地域と当事者をどのように繋げるかが問われる取り組みだと思います。

子ども家庭支援センター所長： 区としてはまず拠点の一つ作りしたいと思いから今回、事業を開始いたします。今後は更なる展開として、サテライト施設などを設置できたらと思っています。

(4) 池袋保健所跡地を活用した居場所づくりについて

子ども若者課長： 若者の居場所事業として昨年7月に妊産婦の里帰り拠点、若者の就労拠点の二つを開設しました。今、それぞれが点であるところを次の段階として線で繋がれるようになりました。

会 長： それでは、本日の議事は以上となります。
子どもたちに実現できるのか、私たち大人になにができるのか。
このアイデアブックは、これに従えばよいというマニュアルでもないし、法律に書いてあるからやるのでもない、大人自身も悩みながら子どもと一緒に取り組むことに価値があると思っています。大人として余白を持ちながら、子どもと向き合い、意見を吸収して、そして細かいメモリを携えながらやっていけるとよいと思いました。

【以 上】